

○数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの実施に関する規則

(令和4年1月7日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、IT革新が進む社会で必要となる数理・データサイエンス・AI の基礎的素養を全ての学生に対して修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

(授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムを構成する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(修了要件)

第6条 本プログラムに、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」を設ける。

2 本プログラムにおけるリテラシーレベルの修了要件は、第5条に定める授業科目をすべて修得することとする。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、教務委員会で行う。

(修了証の交付)

第8条 第6条第2項の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年1月7日規則第17号）

- 1 この規則は、令和4年1月7日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度より第1学年に入学した者に適用する。

附 則（令和4年10月3日規則第20号）

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

科目名	学年	単位数
情報リテラシー	1年	2
系導入セミナー	1年	2
ものづくり実験実習J	1年	1
ものづくり実験実習C	1年	1

修了証書

（学生氏名）

（生年月日）

「一関工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」（リテラシーレベル）（令和4年8月24日文部科学大臣認定）
を修了したことを証する

年 月 日

独立行政法人 国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校長

（校長氏名）



数理・データサイエンス・AI
教育プログラム認定制度
リテラシーレベル